

厚生労働省におけるリスクコミュニケーションの取組について

(平成19年度)

1. 意見交換会等の開催等

(1) 厚生労働省企画の意見交換会等

① 開催状況

以下により計18回の意見交換会・説明会を開催した。

テーマ	開催時期	開催場所
BSE・米国産牛肉問題 (8回)	平成19年6月※1	東京、大阪
	平成19年11月※2	仙台、東京、名古屋、大阪、岡山 福岡
輸入食品の安全確保 全般(2回)	平成19年6月	松山
	平成19年10月	横浜(現地視察型)
輸入食品監視指導計画 器具・容器包装(2回)	平成20年1月	東京、大阪
食中毒予防対策 (6回)	平成19年5～7月	札幌、仙台、敦賀、津、広島、 福岡

※1：農林水産省と共同企画 ※2：食品安全委員会、農林水産省と共同企画

②開催の形式

- ・ 募集規模は、概ね200人程度で実施。
- ・ 主に前半をテーマに係る説明や講演、後半をパネルディスカッション及び会場との意見交換の形式で実施。
- ・ パネリストは主に、地元の消費者団体、事業者、行政関係者等に依頼。
- ・ 横浜検疫所輸入食品・検疫検査センターの見学を含む輸入食品の安全確保をテーマとした現地視察型の意見交換会を実施。

(2) 他府省及び地方自治体企画の意見交換会等への参加

担当官を講演者、パネリスト等として派遣した。

① 他府省企画の意見交換会の参加 (()内は主催府省)

- ・ 食の安全・安心キャラバン(内閣府) 6回
 - ・ 食育(食品安全委員会) 1回
 - ・ OIEコード(農林水産省) 1回
 - ・ 食品中の鉛(食品安全委員会) 2回
- 計10回

②地方自治体企画の意見交換会の参加

- ・ BSE(札幌、函館、旭川、帯広、秋田、茨城、群馬、千葉、長野)
- 計9回

2. **意見募集（いわゆるパブリックコメント）の実施**

「食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正」について、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）の一部改正案について（アレルギー表示対象品目に「えび」、「かに」を追加することについて）、「大量調理施設衛生管理マニュアル」の一部改正について、「平成20年度輸入食品監視指導計画（案）」についてなど61件の意見募集を実施した。
3. **情報の発信**
 - (1) **ホームページによる情報発信**

厚生労働省のホームページに「食品安全情報」のページを設け、報道発表資料、食品の安全に関するQ&A、審議会等の会議資料、食品安全に係る施策情報などを掲載・引用している。ホームページの掲載内容について、より分かりやすいものとなるよう、整理を行った。

「食品安全情報」URL：
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html>
 - (2) **パンフレットの作成・配布**

食品の安全に関する各種パンフレットを、地方自治体等を通じて、又、意見交換会などの場を通じて幅広く配布した。なお、パンフレットは、ホームページからも入手できるようにしている。本年度は新たに以下のパンフレットを作成した。

 - ・「知っておきたい食品の表示(改訂)」(平成19年7月)
 - ・「生鮮食品の栄養成分の表示について」(平成19年12月)
 - ・「知っていますか食品の期限表示？」(平成20年1月)
4. **リスクコミュニケーション担当者の研修**

保健医療科学院食品衛生管理コースにおいて、リスクコミュニケーション技法等の習得を目的とした科目を設け、地方自治体の食品衛生監視員に対する研修を実施した。
5. **関係行政機関等との連携・消費者団体との交流の促進**

4府省（食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省）リスクコミュニケーション担当官連絡会議を月2回程度の頻度で開催し、情報交換を行うなど、関係府省が連携してリスクコミュニケーションの推進を図っている。また、食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会において、厚生労働省のリスクコミュニケーションの取組状況について逐次報告を行った。

消費者団体の勉強会などに参加し、説明や意見交換を行った。
6. **食育**

第2回食育推進全国大会（平成19年6月、福井県越前市、内閣府主催）に参加し、パンフレットの配布等を行った。

平成20年度リスクコミュニケーション事業運営計画

I 意見交換会

- 厚生労働省は、主体的に実施するものとして次のような意見交換会を適宜開催します。
 - ・ 食品のリスクに対する理解を促進する総論的なもの
 - ・ 個別のテーマ（例：輸入食品の安全確保、BSE対策など）に関するもの
 - ・ その他、関係者の要望や社会的情勢等に鑑み、情報及び意見交換が必要と考えられるもの
- 食品安全委員会や農林水産省による意見交換会にも積極的に参加します。
- 地方自治体等の企画する意見交換会等について、要請があった場合には、可能な限り参加するよう努めます。

II ホームページ

- ホームページの掲載にあたっては、利用しやすく、分かりやすい掲載内容となるよう努めます。
- 子供向けサイトの掲載内容の充実を図ります。

III 食品の安全性に係る情報の的確かつ効果的な情報提供のあり方に関する検討

今後のリスクコミュニケーションの推進のためには、国民が食品のリスクに対する理解を深め、正確な情報を選択し、それらの情報に基づき自ら判断できることが重要となることから、行政などの情報発信する立場の者の情報提供のあり方や情報発信におけるメディアとの連携など、食品の安全性に係る的確かつ効果的な情報提供のあり方について検討を行います。

IV リスクコミュニケーション担当者の養成研修

- 現行の研修事業を活用しつつ、厚生労働省、地方自治体の関係職員を対象として、リスクコミュニケーション技法等の習得を目的とした研修を実施します。

V 関係行政機関等との連携・消費者団体・事業者団体等との交流の促進

- 関係府省リスクコミュニケーション担当者連絡会議（定例）などを通じ、食品安全委員会、農林水産省などの関係行政機関と緊密な連携を図りながら、リスクコミュニケーションを実施します。
- 意見交換会の開催などのリスクコミュニケーションの取組について、地方自治体との連携を推進します。
- 要請に応じて消費者団体、事業者団体等が実施する意見交換会や懇談会などにてできるだけ積極的に参加するなど、関係団体等との日常的な意思疎通に努めます。

VI パブリック・コメント等の実施

- 規制の設定又は改廃等に係る意見募集（いわゆるパブリック・コメント）及びその結果の公表や審議会の公開、情報公開などを着実に実施します。

VII その他

- 食品の安全確保に関するパンフレットなどの資料の作成に取り組みます。

食品の安全性に係る情報の的確かつ効果的な情報提供のあり方に関する懇談会 (仮)開催要領

第1 趣旨

国民が食品に関するリスクを正しく認知するためには、科学的根拠に基づいた正確な情報の提供が行われる必要があるが、一方で、現代社会においては様々な情報が氾濫し、社会的な混乱・誤解を招いている場合も見受けられる。

今後の食品に関するリスクコミュニケーションの推進にあたっては、国民が正確な情報を享受し、それらの情報に基づき自ら判断できることが重要となる。そのために、行政は情報発信においてどのような取組ができるか、効果的な情報提供を行うためメディアとの連携をどのように図るか、国民の食品のリスクに対する理解の促進をどのようにして図るか等について検討し、食品の安全性に係る情報の的確かつ効果的な情報提供のあり方について関係者の意見を聴取することとする。

第2 検討課題

- 1 食品の安全性に関する情報の的確かつ効果的な情報発信のあり方
- 2 食品のリスクに対する国民の理解の向上

第3 構成

- 1 懇談会は、別紙に掲げる者をもって構成する。
- 2 懇談会は、必要に応じて、構成員以外の者の意見を聴くことができる。

第4 座長

- 1 懇談会に座長を置き、構成員の互選によって選任する。
- 2 座長は、懇談会を統括する。
- 3 座長に事故があるときには、あらかじめその指名する者がその職務を代理する。

第5 運営

- 1 懇談会は、厚生労働省食品安全部長が構成員の参集を求めて開催する。
- 2 懇談会の運営については、次のとおりとする。
 - (1) 会議は、原則として公開で行う。
 - (2) 会議の資料は、会議終了後厚生労働省ホームページ等において公開する。
 - (3) 会議の議事録については、会議の終了後、構成員の了解を得た上で、厚生労働省ホームページ等において公開する。
- 3 座長は、上記によりがたい場合が生じた際には、懇談会の了承を得て、その取扱いを決定するものとする。

第6 その他

懇談会の庶務は、医薬食品局食品安全部企画情報課が行う。